

会議の「公開・非公開」関係規定一覧

●北海道行政基本条例

第5条 道は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

2 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

●情報公開条例

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

●附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準

第5 附属機関の運営

附属機関の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

- (1) 必要に応じて、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 附属機関の円滑な運営に資するよう、委員への積極的な情報提供に努める
- (3) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
 - ① 会議を公開している場合
傍聴者及び報道関係者には、委員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
 - ② 会議を一部公開している場合
傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の規定により非公開とされる情報が含まれる会議資料を除き公開できる資料は全て配付する。
- (4) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。
- (5) 附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取扱いを決定する。